

どれくらいの財産があると「相続税」はかかる？

相続財産が基礎控除額を超えると相続税がかかります。つまり、基礎控除額以下であれば、相続税はかかりません。

平成26年12月31日までの基礎控除額： $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$



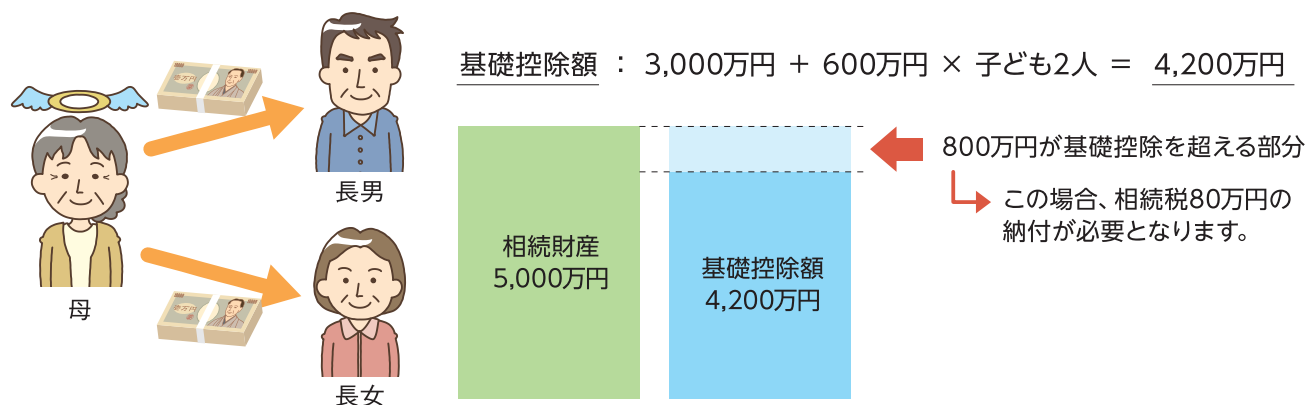
平成27年1月1日以後の基礎控除額： $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

基礎控除額を超える財産を相続する場合、相続税の申告が必要となります。

※配偶者の税額軽減（P.9参照）を活用した場合、納税が不要となる場合もあります。

相続税の基礎控除額 計算例

父親は既に他界しており、平成27年1月1日以後に母親の財産5,000万円を子ども2人が相続する場合。



▶ 相続税額早見表〈相続人が子どものみの場合〉

(万円)

相続財産	平成26年12月31日までの相続			平成27年1月1日以後の相続		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
5,000	0	0	0	160	80	20
7,000	100	0	0	480	320	220
10,000	600	350	200	1,220	770	630
20,000	3,900	2,500	1,800	4,860	3,340	2,460
30,000	7,900	5,800	4,500	9,180	6,920	5,460
40,000	12,300	9,800	7,700	14,000	10,920	8,980
50,000	17,300	13,800	11,700	19,000	15,210	12,980

※各相続人が法定相続分どおりに相続財産を取得した場合の税額です。

※早見表の相続税額は万円未満を四捨五入していますので、実際の相続税額とは若干の相違があります。